

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の施行及び厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準について（依命通達）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行及び厚生労働省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準について（依命通達）」の一部改正についての一部改正について（案） 新旧対照表

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の施行及び厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準について（依命通達）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
厚生労働省発総第20号 平成13年3月19日 一部改正 平成28年3月15日 一部改正 令和4年3月31日 <u>一部改正 令和5年4月1日</u> 別添2 不開示情報に関する判断基準（法第5条関係） 第1の2 匿名加工情報（法第5条第1号の2） 不開示情報として、法第5条第1号の2において、匿名加工情報について掲げられている。 当該情報としては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第109条第4項に規定する削除情報が該当する。	厚生労働省発総第20号 平成13年3月19日 一部改正 平成28年3月15日 一部改正 令和4年3月31日 （新設） 別添2 不開示情報に関する判断基準（法第5条関係） 第1の2 匿名加工情報（法第5条第1号の2） 不開示情報として、法第5条第1号の2において、匿名加工情報について掲げられている。 当該情報としては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第107条第4項の削除情報が該当する。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行及び厚生労働省が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準について（依
命通達） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
厚生労働省発総第0316001号 平成17年 3月16日 一部改正 平成24年 7月 9日 一部改正 平成25年 4月 1日 一部改正 令和 4年 3月31日 一部改正 令和 5年 4月 1日 厚生労働省の保有する個人情報の開示、訂正及び 利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準 第1 目的 この審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の決定に関し、決定権者（厚生労働大臣及び法第126条の規定に基づき当該決定に係る権限を委任された者をいう。以下同じ。）が当該決定をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定めることにより、法の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。 第2 （略） 第3 開示決定等に係る審査基準 1 （略） 2 不開示情報が記録されている場合 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合にあつては、7による場合を除き、当該保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をするものとする。	厚生労働省発総第0316001号 平成17年 3月16日 一部改正 平成24年 7月 9日 一部改正 平成25年 4月 1日 一部改正 令和 4年 3月31日 (新設) 厚生労働省の保有する個人情報の開示、訂正及び 利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準 第1 目的 この審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の決定に関し、決定権者（厚生労働大臣及び法第124条の規定に基づき当該決定に係る権限を委任された者をいう。以下同じ。）が当該決定をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定めることにより、法の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。 第2 （略） 第3 開示決定等に係る審査基準 1 （略） 2 不開示情報が記録されている場合 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報に法第78条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合にあつては、7による場合を除き、当該保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をするものとする。

改 正 後	改 正 前
開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添2のとおりである。 3 保有個人情報を保有していない場合 (1) (略) (2) 保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、法第5章第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなし（<u>法第124条第2項</u>）、(1)と同様に取り扱うものとする。 4 開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合 開示請求の対象が<u>法第124条第1項</u>に該当する場合又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物その他の法が適用されないものである場合においては、決定権者又はその事務を補助する職員は、3の場合に準じて、開示請求書の返戻又は不開示決定をするものとする。開示請求の対象となるものが法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合においても、同様とする。 5・6 (略) 7 部分開示 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添4のとおりである。 開示請求に係る保有個人情報に<u>法第78条第1項第2号</u>の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を	開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添2のとおりである。 3 保有個人情報を保有していない場合 (1) (略) (2) 保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、法第5章第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなし（<u>法第122条第2項</u>）、(1)と同様に取り扱うものとする。 4 開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合 開示請求の対象が<u>法第122条第1項</u>に該当する場合又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物その他の法が適用されないものである場合においては、決定権者又はその事務を補助する職員は、3の場合に準じて、開示請求書の返戻又は不開示決定をするものとする。開示請求の対象となるものが法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合においても、同様とする。 5・6 (略) 7 部分開示 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添4のとおりである。 開示請求に係る保有個人情報に<u>法第78条第2号</u>の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別する

改 正 後	改 正 前
識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の不開示情報に含まれないものとみなして、前段と同様の取り扱いとする。 ８・９ （略） 第４・第５ （略） 別添１ （略） 別添２ 不開示情報に関する判断基準（<u>法第７８条第１項</u>関係） 別添３～別添７ （略） （別添２） 不開示情報に関する判断基準（<u>法第７８条第１項</u>関係） 第１ 個人に関する情報（<u>法第７８条第１項第１号</u>及び第２号） １～５ （略） 第２ 法人等に関する情報（<u>法第７８条第１項第３号</u>） １～４ （略） 第３ 国の安全等に関する情報（<u>法第７８条第１項第４号</u>） （略） 第４ 公共の安全等に関する情報（<u>法第７８条第１項第５号</u>） （略） 第５ 審議、検討等情報（<u>法第７８条第１項第６号</u>）	ことができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の不開示情報に含まれないものとみなして、前段と同様の取り扱いとする。 ８・９ （略） 第４・第５ （略） 別添１ （略） 別添２ 不開示情報に関する判断基準（<u>法第７８条</u>関係） 別添３～別添７ （略） （別添２） 不開示情報に関する判断基準（<u>法第７８条</u>関係） 第１ 個人に関する情報（<u>法第７８条第１号</u>及び第２号） １～５ （略） 第２ 法人等に関する情報（<u>法第７８条第３号</u>） １～４ （略） 第３ 国の安全等に関する情報（<u>法第７８条第４号</u>） （略） 第４ 公共の安全等に関する情報（<u>法第７８条第５号</u>） （略） 第５ 審議、検討等情報（<u>法第７８条第６号</u>）

改 正 後	改 正 前
(略) 第6 事務又は事業に関する情報（<u>法第78条第1項第7号</u>） 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（国の機関等）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。 これらの国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。 1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第7号本文） (1) 「次に掲げるおそれ」 「次に掲げるおそれ」として<u>法第78条第1項第7号イからトまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。</u> (2) (略) 2～6 (略) (別添3)	(略) 第6 事務又は事業に関する情報（<u>法第78条第7号</u>） 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（国の機関等）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。 これらの国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。 1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第7号本文） (1) 「次に掲げるおそれ」 「次に掲げるおそれ」として<u>法第14条第7号イからホまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。</u> (2) (略) 2～6 (略) (別添3)

改 正 後	改 正 前
開示請求書の記載事項等に関する判断基準（法第77条関係） 第1 開示請求書（法第77条第1項） 1 （略） 2 開示請求書の記載事項 法第77条第1項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり法第82条第2項による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第77条第3項の補正を求めることになる。 また、各号列記はされていないが、開示請求書に当然に記載すべき事項として、開示請求先である決定権者の名称及び法に基づく開示請求であることを明らかにする記載が必要である。 なお、開示請求書の記載は日本語で行わなければならない。 (1) (略) (2)「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」（第2号） ア・イ （略） ウ 基本的に、開示請求は、一行政文書（一般的には、一の表題の下に取りまとめられた一定の意図又は意味を表す文書、図画又は電磁的記録）に記録されている保有個人情報ごとに行い、開示決定等も行政文書に記録された保有個人情報ごとに行うこととしている。ただし、開示請求者の便宜を図るため、請求手続上、一定の場合には複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1件の開示請求として取り扱うことを認めている。具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書を開示請求する場合には、1件の開示請求として、開示請求手数料を徴収することとしている（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）<u>第27条第2項</u>参照）。なお、複数の行政文書の開示請求を1件のものと扱う場合でも、開示決定等を分割して行うことは認められる。	開示請求書の記載事項等に関する判断基準（法第77条関係） 第1 開示請求書（法第77条第1項） 1 （略） 2 開示請求書の記載事項 法第77条第1項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり法第82条第2項による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第77条第3項の補正を求めることになる。 また、各号列記はされていないが、開示請求書に当然に記載すべき事項として、開示請求先である決定権者の名称及び法に基づく開示請求であることを明らかにする記載が必要である。 なお、開示請求書の記載は日本語で行わなければならない。 (1) (略) (2)「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」（第2号） ア・イ （略） ウ 基本的に、開示請求は、一行政文書（一般的には、一の表題の下に取りまとめられた一定の意図又は意味を表す文書、図画又は電磁的記録）に記録されている保有個人情報ごとに行い、開示決定等も行政文書に記録された保有個人情報ごとに行うこととしている。ただし、開示請求者の便宜を図るため、請求手続上、一定の場合には複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1件の開示請求として取り扱うことを認めている。具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書を開示請求する場合には、1件の開示請求として、開示請求手数料を徴収することとしている（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）<u>第26条第2項</u>参照）。なお、複数の行政文書の開示請求を1件のものと扱う場合でも、開示決定等を分割して行うことは認められる。

改 正 後	改 正 前
第2 本人確認（法第77条第2項） 個人に関する情報が、誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。このため、法第77条第2項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。 令第22条では、本人確認に必要な書類及びその手続について、開示請求の場面を、①行政機関の窓口の開示請求書を提出する場合、②行政機関に送付する場合の、二つのケースを想定して、本人確認の方法について規定しているが、その考え方は、以下のとおりである。 1 行政機関の窓口の開示請求書を提出する場合における本人確認の書類（令第22条第1項） (1)「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」（令第22条第1項第1号） 運転免許証等の書類は、通常、本人の申請により本人に交付され、本人が所持しており、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されているため、令でも本人確認の書類としたものである。 (2)「当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類」（令第22条第1項第2号） 当該開示請求をする者が、令第22条第1項第1号に該当する書類を保持していないなど、やむを得ない場合には、行政機関の長が個別に本人確認書類として適切であるかを判断する必要があるため、第2号を設けたものである。 本号に該当する書類とは、例えば、外国政府が発行する外国旅券、第1号の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、療育手帳、敬老手帳等	第2 本人確認（法第77条第2項） 個人に関する情報が、誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。このため、法第77条第2項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。 令第21条では、本人確認に必要な書類及びその手続について、開示請求の場面を、①行政機関の窓口の開示請求書を提出する場合、②行政機関に送付する場合の、二つのケースを想定して、本人確認の方法について規定しているが、その考え方は、以下のとおりである。 1 行政機関の窓口の開示請求書を提出する場合における本人確認の書類（令第21条第1項） (1)「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」（令第21条第1項第1号） 運転免許証等の書類は、通常、本人の申請により本人に交付され、本人が所持しており、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されているため、令でも本人確認の書類としたものである。 (2)「当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類」（令第21条第1項第2号） 当該開示請求をする者が、令第21条第1項第1号に該当する書類を保持していないなど、やむを得ない場合には、行政機関の長が個別に本人確認書類として適切であるかを判断する必要があるため、第2号を設けたものである。 本号に該当する書類とは、例えば、外国政府が発行する外国旅券、第1号の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、療育手帳、敬老手帳等

改 正 後	改 正 前
行政機関の長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断されるべきものである。 2 行政機関に開示請求書を送付する場合における本人確認書類（<u>令第22条第2項</u>） （1）開示請求書を行政機関に送付して開示請求をする場合に、<u>令第22条第1項</u>の書類の原本を送付することは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとする。 ただし、慎重を期すため、その者の住民票の写し（30日以内に作成されたものに限る。）を提出させることとする。これは、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強する趣旨である。 （2）（略） 3 代理人が開示請求をする場合における本人確認書類（<u>令第22条第3項</u>）（略） 4 開示請求をした代理人が、その資格を喪失した場合（<u>令第22条第4項及び第5項</u>）（1）・（2）（略） 第3 （略） （別添4） 部分開示の方法に関する判断基準（法第79条関係） 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとするが、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断する際の基本的な考え方は、以下のとおりである。 第1 （略）	行政機関の長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断されるべきものである。 2 行政機関に開示請求書を送付する場合における本人確認書類（<u>令第21条第2項</u>） （1）開示請求書を行政機関に送付して開示請求をする場合に、<u>令第21条第1項</u>の書類の原本を送付することは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとする。 ただし、慎重を期すため、その者の住民票の写し（30日以内に作成されたものに限る。）を提出させることとする。これは、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強する趣旨である。 （2）（略） 3 代理人が開示請求をする場合における本人確認書類（<u>令第21条第3項</u>）（略） 4 開示請求をした代理人が、その資格を喪失した場合（<u>令第21条第4項及び第5項</u>）（1）・（2）（略） 第3 （略） （別添4） 部分開示の方法に関する判断基準（法第79条関係） 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとするが、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断する際の基本的な考え方は、以下のとおりである。 第1 （略）

改 正 後	改 正 前
第2 個人識別性の除去による部分開示（法第79条第2項） 1 「開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」 (1) (略) (2) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第78条第1項第2号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。 2 (略) 3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」 この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになり、法第79条第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。 また、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。 (別添5) 存否に関する情報が不開示情報となることに関する判断基準 (法第81条関係) 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。	第2 個人識別性の除去による部分開示（法第79条第2項） 1 「開示請求に係る保有個人情報に法第78条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」 (1) (略) (2) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第78条第2号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。 2 (略) 3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」 この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになり、法第79条第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。 また、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。 (別添5) 存否に関する情報が不開示情報となることに関する判断基準 (法第81条関係) 決定権者は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

改 正 後	改 正 前
しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、<u>法第78条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があります、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。</u> 第1・第2 (略) (別添7) 利用停止決定等に関する判断基準 (法第101条等関係) 第1 利用停止をする旨の決定 (法第101条第1項) 利用停止をする旨の決定 (法第101条第1項) は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行うものとする。 (1) <u>法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき</u> <u>「法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。</u> (2) <u>第63条の規定に違反して取り扱われているとき</u> <u>「法第63条の規定に違反して取り扱われているとき」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。「おそれ」の有無は社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断されるものであり、例えば、行政機関等が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該行政機関等が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。</u> (3) <u>法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき</u> <u>「法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合をいう。「その他不正の手段」とは、例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得</u>	しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、<u>法第78条各号の不開示情報を開示することとなる場合があります、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。</u> 第1・第2 (略) (別添7) 利用停止決定等に関する判断基準 (法第101条等関係) 第1 利用停止をする旨の決定 (法第101条第1項) 利用停止をする旨の決定 (法第101条第1項) は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行うものとする。 (1) <u>適法に取得されたものでないとき</u> <u>「適法に取得されたものでないとき」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。</u> (2) <u>法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき</u> <u>「法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。</u> (3) <u>法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</u> <u>「法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>する場合等をいう。</u> (4) <u>法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</u> <u>「法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、</u> <u>法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用して</u> <u>いる場合をいう。</u> (5) <u>法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき</u> <u>「法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、</u> <u>法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供してい</u> <u>る場合をいう。</u> (6) <u>法第71条第1項の規定に違反して提供されているとき</u> <u>「法第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」とは、あらかじめ</u> <u>外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ずに、利用目的以外</u> <u>の目的で当該第三者に保有個人情報を提供している場合をいう。</u> なお、利用停止は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で 行うものとし、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべ ての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば 一部の利用停止を行うものとする。 また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消 去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該 利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要 はない。 第2・第3 (略)	(4) <u>法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき</u> <u>「法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、</u> <u>法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供してい</u> <u>る場合をいう。</u> (新設) (新設) なお、利用停止は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で 行うものとし、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべ ての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば 一部の利用停止を行うものとする。 また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消 去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該 利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要 はない。 第2・第3 (略)